滋賀県警察本部告示　　第　67　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　5　日

滋賀県警察本部長　　松下　和彦

1　聴聞の期日　　令和　8　年　11　月　18　日

2　聴聞の場所　　滋賀県守山市木浜町2294番地
滋賀県警察本部交通部運転免許課　聴聞会場